

第7回

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会

次 第

日時：令和7年4月30日（水）
15時30分から17時00分
会場：静岡市役所静岡庁舎
8階市長公室及びオンライン

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 会長指名
- 4 会長挨拶
- 5 事務局説明（設置のねらい・進め方等）
- 6 基調講演（橋本委員）

「静岡の未来を拓く～市政変革への期待とブルーエコノミーと」
- 7 分科会報告
- 8 各委員コメント
- 9 閉会

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会

委員名簿

令和7年4月1日現在（五十音順、敬称略）

氏名	所属・役職等	主たる専門分野	備考
あおき 青木 しげき 成樹	日本エヌ・ユー・エス株式会社 技術顧問、 一般財団法人マリン・オープン・イノベーション (MaOI) 機構 特任研究員	地域産業分析	再任
あしかわ 芦川 としひろ 敏 洋	公益社団法人静岡県病院協会 医療勤務環境 改善アドバイザー 静岡県立大学 非常勤講師兼客員共同研究員	公共経済学、地域経済 分析	新任
いけだ 池田 けいこ 恵子	静岡大学教授 グローバル共創科学部 教授 減災と男女共同参画 研修推進センター 共同 代表	男女共同参画、地域防災	再任
うちだ 内田 はるひさ 晴 久	東海大学 教養学部人間環境学科 教授	水素エネルギー、リサ イクル、知財教育	再任
くろいし 黒石 まさあき 匡 昭	PA パートナース株式会社 代表取締役 公認会計士	行財政改革、公共調達	再任
さかい 酒井 さとし 敏	静岡県立大学 グローバル地域センター 特任教授 副学長	地球流体力学	再任
しんじょう 神 成 あつし 淳司	慶応義塾大学 環境情報学部教授、 内閣官房イノベーション戦略調整官/ 健康医療戦略室次長	情報政策、AI 農業、 ヘルスサイエンス	再任
たかお 高尾 まきこ 真紀子	法政大学大学院政策創造研究科教授	福祉、ウェルビーイング	再任
たに 谷 あきと 明人	JX 金属株式会社 常務執行役員 技術本部審議役、JX 金属戦略技研株式会社 代表取締役社長	技術政策、防災	再任
はしもと 橋本 まさひろ 正 洋	法政大学大学院政策創造研究科教授、 東京科学大学名誉教授	イノベーション学	再任
みずたに 水谷 よういち 洋 一	静岡大学 グローバル共創科学部教授 地域創造学環長、地域創造教育センター長	環境経済学・環境政策	新任
もりかわ 森川 たかゆき 高 行	名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 社会的価値研究部門 教授	次世代交通システム	再任
やまぎし 山岸 ゆうき 祐己	静岡理工科大学 情報学部 准教授 株式会社良品計画 客員研究員 浜松医科大学 医学部 訪問共同研究員	AI、DX、統計学	再任

以上 13 名

「静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会」
設置のねらい

【設置趣旨】

今、世界が大変革期（地球環境の世紀×知能革命の時代）にある中、地域社会では、急速に進む人口減少、頻発化・激甚化する自然災害、持続的な経済成長、子育て・教育環境の充実など、多様かつ多数の課題が山積しています。

これらの課題は、一つ一つの政策を個別に進めていけば解決するものではなく、複雑な要素が絡んでいる社会課題として捉え取り組んでいく必要があります。また、科学技術が急速に進展する中、今後は、自前主義ではなく、「社会の大きな力」と「世界の大きな新しい知（知性、知恵、知能）」を活かして、社会課題の解決や新たな静岡市の価値・魅力の「共創」の仕組みづくりを進めていくことが不可欠です。

また、「共創」のためには、「開かれたわかりやすい市政」が重要です。市政の政策決定過程や市の持つ情報を、わかりやすく使いやすく公開することで、「社会の大きな力」と「世界の大きな知」が動き、それが社会に新たな知をもたらすこととなります。

こうした考えのもと、新たな時代に即した政策・施策を形成し執行し結果を出せる市政に変革するため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、ブルー・トランスフォーメーション（BX）といった、社会経済の将来動向や最新の科学技術に精通した有識者を委員に迎えた会議「静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会」を設置します。

1. 背景：①静岡市政は、大変革期（地球環境の世紀×知能革命の時代×人口減少社会）への積極的な適応が遅れているとの危機感
②開かれたわかりやすい市政へ
根拠と共感に基づく政策執行（EEPI）の推進
（EEPI：Evidence and Empathy based Policy Implementation）
2. 適応方法：静岡型の共創モデルの構築（「社会の大きな力」と「世界の大きな知」の融合により、新しい方法で課題解決をし、新たな価値・魅力を創っていく）

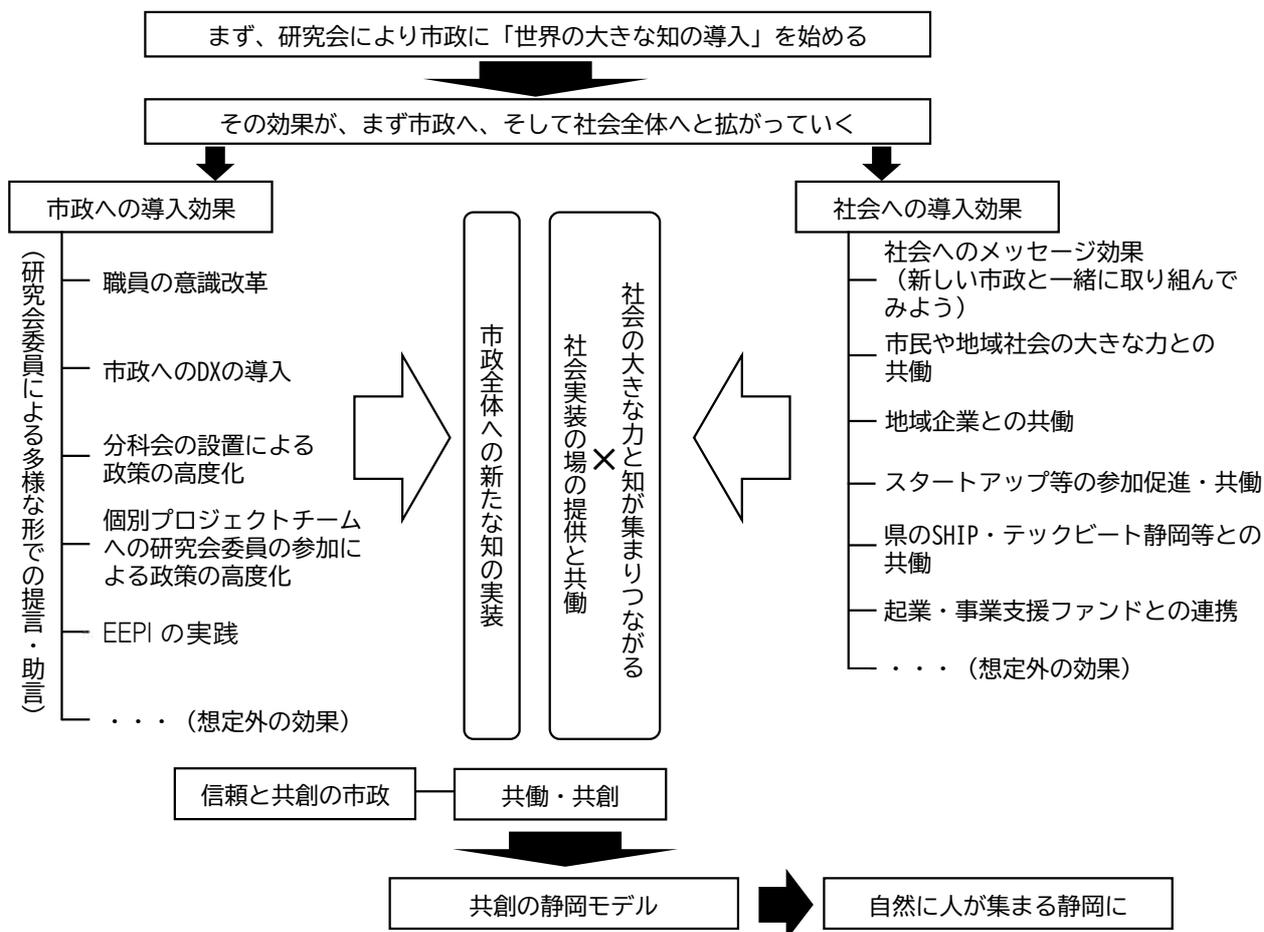
「社会の大きな力がつながる」 × 「世界の大きな知が集まり、つながる」
つながりを下支えする温かい市政 × 結果が出るよう、伴走する温かい市政

3. 静岡市の強みと弱み

強み：社会に大きな（潜在的な）力がある
多様で深みのある産業力

弱み：研究・専門技術サービス業従事者の割合が少ない
世界の大きな知の導入への市政の積極性が不十分（DX、GXへの対応の遅れ）

4. 研究会設置のねらい



5. その他

研究会、分科会での議論に加え、適宜外部のゲスト講師を招聘し講話を聴くなど、積極的に新たな知の導入を図る。

第7回

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会 進め方

1 本日の分科会報告の進め方

- ・前年度から継続している分科会は事務局から報告を行い、本年度より新たに設置した分科会は各分科会職員から、めざす姿や現状と課題などについて、5分程度で報告を行う。
- ・最後に、各委員からコメントをいただく。

2 第7回研究会以降の進め方

①研究会進捗（全体会議）

全体の状況等を共有するため、9月と3月に研究会を開催予定。

②分科会

分科会ごとに、専門の委員が参加し、庁内所管局の中堅・若手職員との議論を深め、個々の政策形成と政策執行につなげる。

【参考】分科会運用にあたっての基本的な考え方

- ・議論のたたき台（分野ごとの現状と問題意識）は、参加する市職員が庁内の知見を取りまとめて、委員と共有する。
- ・委員は、これに対し、世界的知見をもとに可能な限りエビデンスのある俯瞰的なアドバイスを行い、必要に応じ文献・資料やゲスト講師等を紹介する。委員は職員に対して随時積極的に助言を行い、根拠と共感に基づく施策提案ができるよう支援していく。
- ・分科会では、遠隔または対面による意見交換、ゲスト講師の講演会、有識者へのヒアリング等を実施し、議論の深堀を図る。
- ・各分科会では、参加職員の中から幹事若干名を互選し、分科会の進行を管理する。

③政策・施策への反映

本研究会における議論の内容については、静岡市が市議会等の合意を得て、政策・施策として発表し、順次実行に移す。予算を伴うものについては令和7年度補正予算や令和8年度当初予算に反映させ、政策・施策の執行につなげる。また、政策・施策の研究のみならず、政策・施策に係る実践の支援、実践後の改善についても議論し、市政変革を推進していく。

静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡市は、社会経済の将来動向や最新の科学技術に精通し広い視野を持つ外部有識者等から意見を求め、「社会の大きな力」と「世界の大きな知」を活かした社会課題の解決や新たな静岡市の価値・魅力の創造に繋げる共創の仕組みづくりを進めるため、静岡市社会の大きな力と知を活かした根拠と共感に基づく市政変革研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究会は、本市の各種政策形成の促進に資するため、次に掲げる事項について、委員の意見を聴き、又は委員との意見交換を行うものとする。

- (1) デジタル・トランスフォーメーション（DX）、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、ブルー・トランスフォーメーション（BX）等の社会変革に関する基本的な考え方、将来動向に関すること。
- (2) 社会経済の将来動向や最新の科学技術を踏まえた本市の施策の方向性に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が必要があると認める

事項

(組織)

第3条 研究会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会経済の将来動向や最新の科学技術に関し優れた識見を有する者
- (2) 地方自治体の政策執行に関し優れた識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 研究会に会長を置く。

2 会長は、市長が指名する。

3 会長は、研究会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、研究会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集する。

2 研究会は、必要があると認めるときは、研究会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、総合政策局企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。